

平成30年度

第12回いわき市教育委員会議事録

平成31年 3月27日（水）

第 12 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成31年 3 月27日（水） 午後 1 時30分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 吉 田 尚 |
| 教育長職務代理者 | 馬 目 順 一 |
| 委 員 | 根 本 紀太郎 |
| 委 員 | 宮 澤 美智子 |
| 委 員 | 小 峰 美保子 |
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
- | | |
|---------------------|---------|
| 教育部長 | 柳 沼 広 美 |
| 教育部次長兼総合調整担当 | 松 島 良 一 |
| 中央公民館長 | 遠 藤 喜 一 |
| いわき総合図書館長 | 夏 井 芳 徳 |
| 教育政策課長 | 緒 方 勝 也 |
| 施設整備課長 | 緑 川 安 彦 |
| 参事兼生涯学習課長 | 緑 川 安 直 |
| 学校教育推進室学校教育課長 | 玉 澤 淳 |
| 学校教育推進室学校支援課長 | 木 村 丈 二 |
| 総合教育センター所長 | 日 野 俊 隆 |
| 事務局統括主幹兼教育政策課長補佐 | 井 坂 泰 一 |
| 教育政策課長補佐 | 鈴 木 康 夫 |
| 施設整備課主幹兼課長補佐 | 佐 藤 孝 之 |
| 生涯学習課課長補佐 | 平 子 博 文 |
| 学校教育推進室学校教育課管理主事 | 菅 野 輝 義 |
| 学校教育推進室学校教育課主幹兼課長補佐 | 會 田 尚 彦 |
| 学校教育推進室学校支援課課長補佐 | 高 木 尚 道 |
| 参事兼文化振興課長 | 鈴 木 常 浩 |
| こども支援課長 | 小 島 誠 夫 |
| 美術館副館長 | 杉 浦 友 治 |
| こども支援課事業推進員 | 後 藤 美 和 |
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 藁 谷 昇
- 7 閉 会 午後 2 時 0 0 分

会議の概要

教育長 ただいまから、平成30年度第12回いわき市教育委員会を開催いたします。欠席委員の通告は、ございません。書記には藁谷主任主査（兼）総務係長を任命いたします。会期は、本日限りといたします。議事録への署名でございますが、本日出席された委員の皆様方をお願い申し上げます。

それでは、早速議案に入っております。

議案第1号いわき市文化センター管理規則の改正について、生涯学習課長から説明願います。

参事兼生涯学習課長 〔議案第1号 いわき市文化センター管理規則の改正について説明〕

教育長 ただいまの説明に対して御質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号 いわき市文化センター管理規則の改正については、原案の通りとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 御異議なしと認めます。

次に、議案第2号いわき市教職員住宅管理規則の改正について、学校支援課長から説明願います。

学校支援課長 〔議案第2号 いわき市教職員住宅管理規則の改正について説明〕

教育長 ただいまの説明に対して御質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号 いわき市教職員住宅管理規則の改正については、原案の通りとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 御異議なしと認めます。

次に、議案第3号いわき市公立学校公印規程の一部を改正する訓令について、こども支援課長から説明願います。

こども支援課長 〔議案第3号 いわき市公立学校公印規程の一部を改正する訓令について説明〕

教育長 ただいまの説明に対して御質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第3号いわき市公立学校公印規程の一部を改正する訓令については、原案の通りとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 御異議なしと認めます。

次に、議案第4号いわき市社会教育指導員の委嘱について、生涯学習課長から説明願います。

参事兼生涯学習課長 〔議案第4号 いわき市社会教育指導員の委嘱について説明〕

教育長 ただいまの説明に対して御質問等ございますか。

平地区と、内郷・好間・三和地区の、二人の社会教育指導員の方が変わるということになります。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号 いわき市社会教育指導員の委嘱については、原案の通りとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 御異議なしと認めます。

次に、議案第5号いわき市立図書館協議会委員の委嘱について、総合図書館長から説明願います。

総合図書館長 〔議案第5号 いわき市立図書館協議会委員の委嘱について説明〕

教育長 ただいまの説明に対して御質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号 いわき市立図書館協議会委員の委嘱については、原案の通りとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 御異議なしと認めます。

次に、議案第6号いわき市教育委員会事務局組織規則の改正について、教育政策課長から説明願います。

教育政策課長 〔議案第6号 いわき市教育委員会事務局組織規則の改正について説明〕

教育長 ただいまの説明に対して御質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号いわき市教育委員会事務局組織規則の改正については、原案の通りとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 御異議なしと認めます。

以上で、本日の議案は終了しました。その他の案件に入ります。

2件ございます。

その他（1）平成31年度教育文化施設における企画展等の開催について、文化振興課長から説明願います。

参事兼文化振興課長 〔その他（1）平成31年度教育文化施設における企画展等の開催について説明〕

美術館副館長 〔その他（1）平成31年度教育文化施設における企画展等の開催について（美術館の項目）の説明〕

教育長 ただいま教育文化施設における企画展について、文化振興課長と美術館副館長から説明いただきました。御質問等ございますか。

それでは、その他（2）に移ります。

その他（2）登録有形文化財（建造物）の新規登録について、文化振興課長から説明願います。

参事兼文化振興課長 〔その他（2）登録有形文化財（建造物）の新規登録について説明〕

教育長 ただいまの説明に対して御質問等ございますか。

馬目教育長職務代理者 登録されますと、修理や修繕が可能になるわけですね。

参事兼文化振興課長 おっしゃる通りです。旧天田愚庵邸は、かやぶき屋根の建物でございまして、建築基準法上、かやぶき屋根の建物というのは、現在認められていないという状況でございます。しかしながら、こういった文化財になることで、建築基準法の除外の手続方策があり、修繕等が可能となります。登録になりましたら除外の手続きをとりまして、必要な修繕について対応していきたいと考えております。

教育長 今のままだと、建築基準法に違反してしまうため、かやぶき屋根が直せない状況で、少しずつ傷みも激しくなっている現状です。今回、文化財に指定

されることで、除外規定が適用されて手続をとれば修繕等が可能になるとのことです。

そのほかございませんか。

子ども達にも読書活動などを通して、いわきの先人について伝える機会を続けていくのですが、天田愚庵についても、当然ながら取り上げて、子ども達に伝えていくことを考えているところです。

教育長 それでは、以上で平成30年度第12回教育委員会を閉会します。